

那須塩原市いじめ防止基本方針

平成31（2019）年3月改定

那須塩原市

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 那須塩原市いじめ防止基本方針策定のねらい	
4 いじめに対する社会全体への啓発	
第2章 いじめの防止等のために那須塩原市が実施する施策	3
1 組織等の設置	
(1) 那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 那須塩原市いじめ問題対策委員会の設置	
2 那須塩原市の取組	
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価、学校運営改善の実施	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する措置	
(4) いじめの解消	
(5) 学校評議員会等の活用	
第4章 重大事態への対処	10
1 重大事態の発生と調査	
(1) 重大事態に対する基本姿勢	
(2) 重大事態の定義	
(3) 重大事態の報告	
(4) 調査の趣旨及び調査主体	
(5) 調査を行うための組織	
(6) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(7) その他の留意事項	

- 2 調査結果の提供及び報告
 - (1) 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - (2) 調査結果の報告
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査を行う機関の設置
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第5章 その他 16

はじめに

子どもは地域の宝であり、未来への希望です。子どもは、人権が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。

いじめは、この権利を侵害する行為であり、決して許されるものではありません。いじめを受けた子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行った子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するには、全ての市民がいじめに関する問題意識を共有するとともに、自己の役割を認識することが大切です。また、子ども自身が安心して豊かに生活できる社会や集団を築く一員であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりに努めていかなければなりません。

国は、いじめ防止対策推進法（平成25（2013）年法律第71号。以下「法」という。）を平成25（2013）年9月28日に施行し、法第11条の規定に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を、平成25（2013）年10月11日に策定しました。

また、那須塩原市においては、那須塩原市子どもの権利条例が平成26（2014）年4月1日に施行されました。

この条例において、いじめ防止について、次のように定めています。

（いじめの防止及び救済）

第18条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめを受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。

3 市は、いじめの通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、いじめを受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

4 市は、いじめを行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

これを受けて、那須塩原市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、国の基本方針を参酌しながら、小・中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の児童生徒に関わるいじめ対策を中心に、いじめ防止基本方針を策定します。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策は「いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということを児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なため、家庭、学校、地域、市、その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次のとおり示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害問題である。
- (2) いじめを防止するためには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的に、かつ、相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く一員であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

2 いじめの定義

法第2条には、いじめの定義として次の事項を記載している。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的又は形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに対応すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手方の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

3 那須塩原市いじめ防止基本方針策定のねらい

那須塩原市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）は、いじめの防止に関する基本理念の下、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的に、かつ、相互に協力しながらいじめ対策を広く社会全体で進め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めること等により、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことをねらいとしている。

4 いじめに対する社会全体への啓発

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。いじめから児童生徒を救うためには、学校、家庭及び関係機関等に委ねるだけでなく、児童生徒を取り巻く大人一人一人がいじめについての認識を深め、いじめの防止及び問題解決に取り組んでいく責務があることを、地域社会全体に啓発しなければならない。

また、保護者は子の教育について第一義的責任を有する者であって、子との信頼関係を築き、子を「被害者」にも「加害者」にも「傍観者」にもさせないために常に努めるものとする。

第2章 いじめの防止等のために那須塩原市が実施する施策

市は、市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

1 組織等の設置

(1) 那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の趣旨に基づき、いじめの防止等に関する連携強化を図

るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察署、その他の関係者により構成される「那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 那須塩原市いじめ問題対策委員会の設置

市は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として「那須塩原市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性及び中立性を確保する。

なお、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合には当該組織を活用する。

2 那須塩原市の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止等のために、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、相互に対策が行われるように努める。

ウ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等への周知を図る。

○ 通報、相談の窓口（学校教育課内及び児童生徒サポートセンター内）を設置する。

○ 通報、相談の窓口を周知徹底する。

エ PTAや地域の関係団体等と連携して、見守りや啓発活動を行う。

オ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるための広報その他の啓発活動を実施する。

カ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）に対しては、栃木県教育委員会や警察等関係機関と連携して実態把握に努める。また、児童生徒や保護者が、インターネット上のいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して資料を配付したり、情報モラル教育を実施したりするなど必要な啓発活動を行う。

キ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を各学校へ派遣し、又は配置できるよう必要な措置を講じる。

ク 各学校が定期的なアンケートや個人面談等で把握したいじめに関する情報について定期的に聞き取り調査を行い、必要な措置を講じる。

ケ いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講じるよう努める。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

(ア) 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(イ) 学校からの報告を受けて、必要に応じていじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者への助言を行う。

(ウ) いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒に対する出席停止を命じるなど、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。なお、いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援等教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

(ア) 学校が行ういじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう学校に指導・助言する。

(イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることを認識し、これらについて、学校での適切な指導・支援といじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に通報・相談し、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

学校がいじめの防止等の対策に関して学校評価及び教職員の評価を行う場合においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- (7) 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- (4) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、法第13条により学校いじめ防止基本方針を定め、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、栃木県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参考にして、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- (1) 学校いじめ基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともにいじめの加害行為の抑止につながる。
- (3) 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、児童・生徒指導体制、校内研修等を定め、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処等、以下のようないじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

- 学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画
- 具体的な指導内容
- 早期発見・事案対処を行うためのマニュアル
- 校内研修を含めた、年間を通じた学校いじめ対策組織の活動計画
- 学校いじめ対策組織による学校基本方針のチェック方法（PDCAサイクル）

また、学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から以下の点を考慮する。

- (1) 保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにする。
- (2) 児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加

が確保できるよう留意する。

- (3) 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できる措置を講ずる。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定に基づき、学校いじめ対策組織を置く。この組織の主な役割としては、以下のようなものが想定される。

(1) 未然防止

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(2) 早期発見・事案対処

- ア いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付けるの窓口としての役割

- イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ウ いじめに関する情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- エ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(4) 法第28条第1項に規定する重大事態の調査

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

教育委員会及び学校は、連携していじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

- ア いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒に心の通じ合うコミュニケーション

能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

イ 学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

ウ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 人権を尊重すること、人を傷つけないこと、いのちの大切さを指導するために人権教育の充実を図る。

(イ) 互いに思いやる心を育て、児童生徒にルールやマナーを守るなどの規範意識を身に付けさせるよう、道徳教育や集団活動の充実を図る。

(ウ) 体験活動を通して、他者を認め、尊重する心を高めるため、必要な取組を行う。

エ 発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

オ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

カ 性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的思考・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

キ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりするこ

となく、いじめを積極的に認知する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように情報収集の在り方を絶えず意識するようにする。

ア 「『いじめ』の理解と対応（改訂版）」（平成24（2012）年 栃木県教育委員会）のチェックシート等を活用して、日常的に児童生徒の些細な変化を見逃さないようにする。

イ 定期的なアンケート調査や個人面談等を実施する。

ウ 児童生徒や保護者の悩みを受け止めることができる相談体制の充実を図る。

エ 保護者に対して、いじめについての関心を高めるための啓発を行う。

オ 学校いじめ対策組織を定期的に関き、問題行動や支援を要する児童生徒の情報を共有する。

児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

ア 被害児童生徒から事実関係の聴取を行う。その後、迅速に当該児童生徒の保護者に事実関係を伝え、当該児童生徒の安全を確保する。

イ 加害（加害の疑いを含む。）児童生徒からは事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校はいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を迅速に当該児童生徒の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は警察に相談し、又は通報する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 学校評議員会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校評議員会」等を活用したり、青少年の健全育成を目指して学校、家庭及び地域が一体となった連絡会議を開催したりするなど、いじめの問題等学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

いじめの重大事態については、市いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29（2017）年3月文部科学省）」により適切に対応する。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態に対する基本姿勢

教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知

りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

また、教育委員会及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、教育委員会及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる。

被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校が、可能な限り対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を適切に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。安易に重大事態として取り扱わないことを選択しないようにする。

以上のことを踏まえた上で、教育委員会又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案する。

(2) 重大事態の定義

法第28条第1項には、重大事態の定義として次の事項を記載している。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケ

ースが想定される。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 心身に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当な期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに（原則7日以内）教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において法第28条第1項による調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(5) 調査を行うための組織

学校が法第28条の調査主体となる場合は、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法により、調査を行う。

教育委員会が法第28条の調査主体となる場合は、市いじめ問題対策委員会が調査を行う。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。教育委員会又は学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行うこと等が考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係を基に、いじめを行った児童生徒に対しては、速やかな指導によっていじめ行為を止めさせるとともに、いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、「『いじめ』の理解と対応（改訂版）」を参考にしつつ、事態の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問用紙での調査や聴き取り調査等が考えられる。

〔自殺の背景調査における留意事項〕

児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。その背景調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することになり、その在り方については以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26（2014）年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

○ 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調

査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがある場合には、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に在校生のアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい背景調査の実施を提案する。
- 詳しい背景調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して背景調査の目的・目標、組織の構成等、おおむねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や背景調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査を行う組織については、市いじめ問題対策委員とする。委員は当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味も含めて特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の背景調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が背景調査を行う場合には、教育委員会等は、情報の提供について、学校に対して必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、自殺という行為が連鎖（後追い）する可能性があること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、「WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言」を参考にすることが必要である。

(7) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校においていじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定される。しかし、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、その一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置によって事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置等の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

(1) 被害児童生徒・保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒・保護者に対して説明する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査についても、再調査の主体は、被害児童生徒・保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

市長は、再調査を実施する機関として、「那須塩原市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を委員とし、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査の結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることになるが、個人のプライバシーに関しては必要な

配慮を確保する。

第5章 その他

市は、当該いじめ防止基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、市いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じる。以後も、3年を経過するごとに同様の措置を講じるものとする。